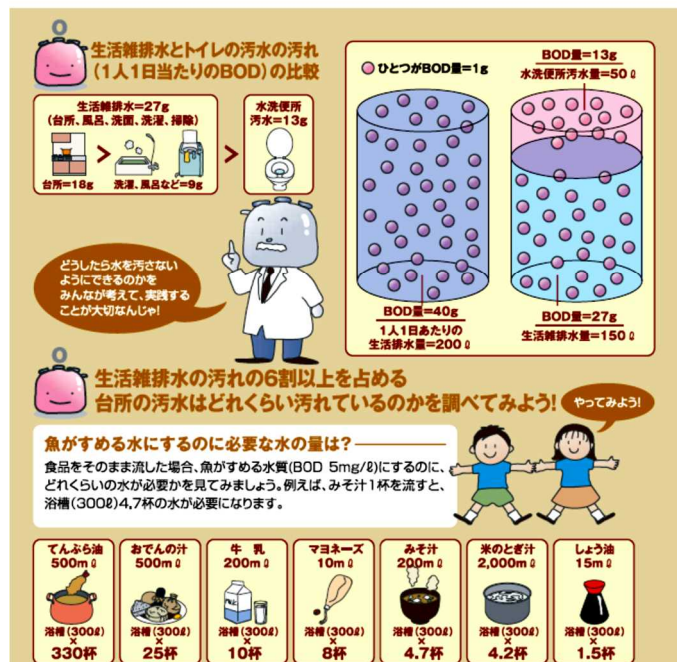


もしこれだけの汚れを流すと…



合併処理浄化槽のしくみを大解剖



【出典】「浄化槽による地域の水環境改善の取組み」(環境省)

お問い合わせ

美里町下水道課

〒987-0015

宮城県遠田郡美里町青生字中ノ橋 124 (浄水場内)

TEL 0229-33-2193

浄化槽できれいな水を

浄化槽のしおり

宮城県美里町



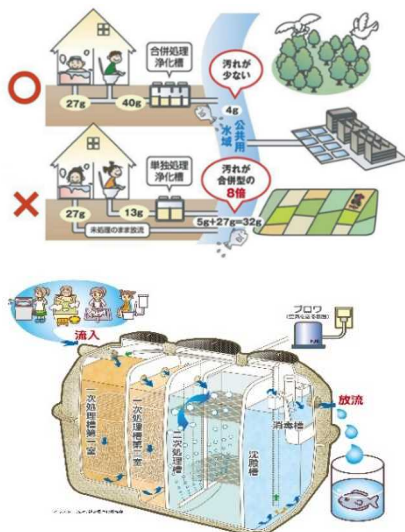
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



身近な水をきれいに！！ - 合併処理浄化槽 -

ー 合併処理浄化槽とは？ ー

合併浄化槽の働きを一言でいうと「水洗トイレからの汚水(し尿)や台所・風呂などからの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設」です。



『公共用水域の水質保全』

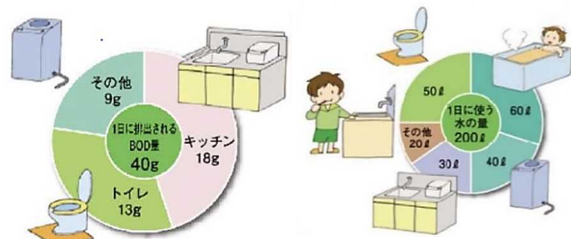
今日、河川や海の汚れが社会問題となっています。その一番の原因が生活雑排水(台所、風呂、洗濯などの排水)であり、生活排水の適正な処理が、水環境の保全に重要な課題となっています。そこで、合併処理浄化槽を設置することにより、し尿および生活雑排水が適正に処理されて排水されるため、生活排水対策の柱の一つとして水質保全に大きな役割を果たしています。

単独処理浄化槽からの転換

私たちが台所や洗濯、トイレ等から流す生活排水は、川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つとなっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚濁(水質を汚濁させる汚れ分※BOD)のうち70%以上占めるとわれています。

※BOD(生物化学的酸素要求量):水質の汚濁を表す代表的な指標です。

有機物を多く含んだ水ほどその数値が高くなります。



【出典】「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ」(環境省)

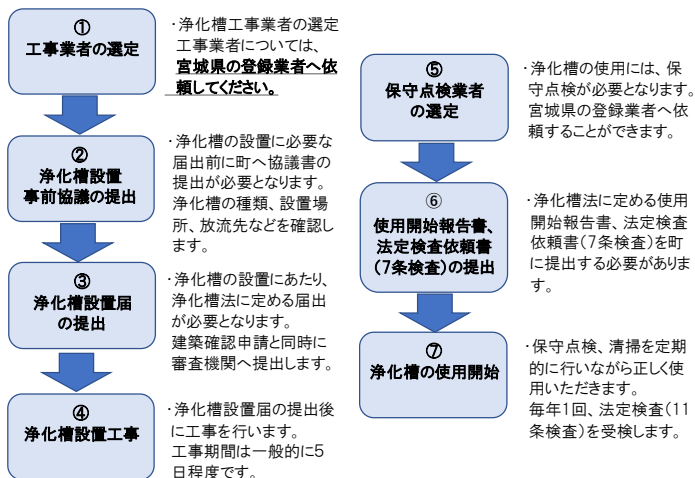
ー 単独処理浄化槽とは？ ー

- ・トイレで使った水 → ○きれいにできます
- ・お風呂や台所で使った水 → ×きれいにできません

※平成12年に浄化槽法が改正(平成13年施行)され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止されています。

合併処理浄化槽の設置

ー 設置検討から使用開始までの流れ ー



※浄化槽の製造、出荷には時間を要する場合があるため、詳しくは業者に問い合わせください。



▶浄化槽の設置工事は、宮城県知事から浄化槽工事業の登録を受けた業者に依頼してください。

(宮城県ホームページ内)

トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 許可業者・登録業者名簿

ー 浄化槽の人槽区分 ー

新たに設置する浄化槽は、住宅の延べ床面積により、大きさが決定されます。ただし、住宅の使用状況により実情に沿わない場合、変更できる場合があります。浄化槽工事業者へご相談ください。

〈人槽の算定〉

- ・130㎡以下の場合 5人槽
- ・130㎡を超える場合 7人槽
- ・2世帯住宅でお風呂、台所が各2か所 10人槽

ー 浄化槽の管理者 ー

法律上、次のことが義務付けられています。

- ・保守点検
概ね4月に1回以上
※浄化槽の大きさにより異なります。
- ・清掃
1年に1回以上
- ・法定検査
使用開始後、5か月の間に1回(7条検査)、その後は1年に1回(11条検査)

設置等に係る費用の助成制度

浄化槽設置等事業補助金

○補助の対象者

下水道の整備されていない区域の住宅に合併処理浄化槽を設置する個人の方が対象となります。

○補助限度額

＜合併処理浄化槽の設置＞

区分		浄化槽整備区域	下水道整備予定区域
浄化槽設置補助	5人槽	332,000円	332,000円
	7人槽	414,000円	414,000円
	10人槽	548,000円	548,000円
浄化槽設置嵩上げ補助	5人槽	100,000円	
	7人槽	150,000円	
	10人槽	200,000円	

※浄化槽設置嵩上げ補助については、令和12年度までに設置された方が対象となります。

＜合併処理浄化槽の設置に伴う配管工事＞

宅内配管補助	上限 300,000円
--------	-------------

＜転換に伴う既設設備の撤去費＞

撤去補助	単独処理浄化槽撤去	上限 120,000円
	汲み取り便槽撤去	上限 90,000円

※既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行った場合に、撤去費について補助を行います。

＜浄化槽災害復旧事業＞

災害復旧補助	町長が認める額
--------	---------

※被災した既存の合併処理浄化槽の復旧費について補助を行います。

【計算例】：【単独処理浄化槽 → 合併処理浄化槽の場合】

最大で852千円が助成されます。

(5人槽を設置した場合)

合併処理浄化槽設置補助	332,000円
嵩上げ補助(令和12年度まで)	100,000円
宅内配管補助	上限 300,000円
単独浄化槽撤去費	上限 120,000円
合計	852,000円



※維持管理に係る費用の助成については、令和8年度の実施に向け現在調整中です。